

丹波市自治公民館活動補助金交付要綱

平成23年 3 月29日

告示第220号

改正 令和 7 年 6 月 9 日告示第344号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治公民館活動の振興と充実を図るため、地域住民の人権意識の高揚及びコミュニティの醸成に資する事業を行う自治公民館に対し、丹波市自治公民館活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、丹波市補助金等交付規則（平成16年丹波市規則第42号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内の自治公民館であって、次の各号に掲げる事業の全てを実施するものとする。

(1) 映像等の教材を用いた学習、対話等により地域住民の人権意識の高揚に資する事業

(2) 世代間交流、文化祭、スポーツ及びレクリエーション活動、防災活動等の地域住民同士の親睦を図り、相互理解を深めるための事業

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる事業に要した費用とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を合計した額を限度とする。

(1) 均等割 1 自治公民館当たり40,000円

(2) 戸数割 1 戸当たり250円

3 前項の場合において、同項第2号に掲げる戸数割の額は、次条の規定による交付申請の日が属する年度の初日における住宅等（当該申請する自治公民館を構成するものに限る。）の戸数により算定するものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治公民館は、丹波市自治公民館活動補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画及び予算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、丹波市自治公民館活動補助金交付決定通知書により当該自治公民館に通知するものとする。

2 市長は、交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の概算払)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付決定額の2分の1に相当する額を限度として概算払することができる。

(実績報告)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた自治公民館（以下「補

助事業者」という。)は、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに丹波市自治公民館活動補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績及び精算書

(2) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する事業の完了に係る実績報告を受理したときは、当該報告に係る書類の審査、必要に応じて行う調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、丹波市自治公民館活動補助金額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求等)

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金が確定したときは、補助金の交付を請求するものとする。この場合において、第6条の規定による概算払を受けているときは、これを差し引いて請求するものとする。

2 補助事業者は、概算払した額が確定した補助金の額を超えているときは、市長が指定する日までにその差額を概算払精算書により精算しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の丹波市自治公民館等活動補助金交付要綱(平成17年丹波市教育委員会告示第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和7年6月9日告示第344号)

この要綱は、公布の日から施行する。